

公益財団法人動物臨床医学研究所（動物臨床医学会）

獣医総合臨床認定医制度規程

（目的）

第1条 公益財団法人動物臨床医学研究所（動物臨床医学会、以下「本学会」）獣医総合臨床認定医制度（以下「認定医制度」）は、獣医小動物臨床において一定水準以上の総合的診療能力を備えた獣医師を獣医総合臨床認定医（以下「認定医」）として認定することにより、幅広い分野の臨床医を育成し、日本の臨床獣医学の発展・向上を図るとともに、人々がより高い水準の獣医療の恩恵を受けられる社会の実現を図ることにより、社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（認定医委員会）

第2条 認定医制度の実施及び改善のための検討を行うために、認定医委員会を設け、以下の基準により認定医委員を選出する。

- (1) 認定医委員は、臨床獣医学の幅広い分野において、知識と技術を有する者の中から、公益財団法人動物臨床医学研究所理事長の指名によりあてる。
- (2) 認定医委員は5名以上7名以内とし、その互選により委員長1名、及び副委員長1名をおく。認定医委員及び委員長の選出は、公益財団法人動物臨床医学研究所理事会の承認を得る。
- (3) 認定医委員及び委員長の任期は3年間とする。ただし、再任は妨げないものとする。

2 認定医委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 認定医委員会は、認定医制度の規定等を作成する。
- (2) 認定医委員会は、認定医養成のための必要なカリキュラムの作成及び学会内でのセミナー等の内容について、学会運営委員会及び各分科会委員長に諮問することができる。
- (3) 認定医委員会は、認定医試験での受験資格審査、試験問題の選定、合否判定及び認定医更新の審査、その他の認定業務を行う。

（試験委員）

第3条 認定医試験を実施するにあたり、試験毎に以下の基準により試験委員を選出する。

- (1) 本学会の学会運営委員会における各分科会委員から分科会毎に1名以上の試験委員を選出する。
- (2) 試験委員の選出は、各分科会で互選とし、認定医委員会の承認を得る。

2 試験委員は以下の業務を行う。

- (1) 試験問題は各分科会委員が作成し、各分科会の試験委員に提出。試験委員は提出された試験問題の中から選抜し、その内容を確認修正し、認定委員会に提出する。
- (2) 試験委員は、試験実施時の会場準備や監督などの補佐をする。

（受験資格と審査）

第4条 認定医試験を受験する者は、別途細則で定める基本資格とポイント制の条件を満たす必要がある。

- 2 認定医試験を受験する者は、別途細則で定めた受験審査申請書等の必要書類を本学会に提出し、認定医委員会が行う受験資格審査に合格する必要がある。
- 3 認定医制度の確立のために、令和2年までに限り別途細則で定めた基準を満たした者に対しては、その申請によりポイントの取得および認定医試験を免除することができる。

(認定医試験)

第5条 前条第1項および第2項に示す受験資格審査に合格した者に対し、筆記による認定医試験を実施する。試験方法や受験料は別途細則で定める。

(認定医の認定)

第6条 認定医試験に合格し、別途細則で定めた認定医登録申請手続きを完了した者を認定医として認定する。

- 2 認定医試験合格者の認定医登録申請手続きの期限は、試験合格日から1年間とする。
- 3 認定医として認定された者の認定期間は合格日から5年間とする。
- 4 認定医として認定された者は、認定医の資格取得者として本学会に登録され、かつ認定証を授与される。

(認定医資格の更新)

第7条 認定医資格の更新を行う場合には、別途細則で定める認定医更新資格審査手続きを行い、認定医更新資格審査に合格する必要がある。

(認定資格の取り消し)

第8条 認定医として認定された者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、認定医委員会は認定を取り消すことができる。

- (1) 本学会を退会したとき。
- (2) 会員として品格を汚すような行為のあったとき。
- (3) 申請書類に事実と重大な相違があり、認定医として資格にかけると認められたとき。
- (4) 獣医師の資格を喪失したとき。
- (5) 裁判所において失跡宣告をうけたとき。
- (6) 更新時期に更新手続きがなされなかったとき。

(規則の変更、施行細則の制定)

第9条 この規程は、公益財団法人動物臨床医学研究所理事会の承認にて変更することができる。また、細則についても同様の手続きを経て制定する。

附則 この規程は、平成27年9月1日より施行する。

附則 平成30年3月24日改定

附則 平成31年4月21日改定